

○安曇野市の開発事業に係る技術的細目に関する規則（平成23年安曇野市規則第10号）

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>2 都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第4条第12項に規定する開発行為（以下「開発行為」という。）に<u>係る技術的細目で</u>、この規則に定めのないものについては、<u>法に基づいて長野県が定める開発許可等の基準に関する条例等に規定する基準</u>によるものとする。</p> <p>3 条例第12条第1項に規定する地区土地利用計画が定められた区域内で行う開発事業において、地区土地利用計画に技術的細目が定められているときは、地区土地利用計画に規定する<u>基準</u>によるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>2 都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第12項に規定する開発行為（以下「開発行為」という。）に<u>該当する開発事業で、これに係る技術的細目で</u>この規則に定めのないものについては、<u>都市計画法に基づいて長野県が定める開発許可等の基準に関する条例等に規定する規準</u>によるものとする。</p> <p>3 条例第12条第1項に規定する地区土地利用計画が定められた区域内で行う開発事業において、地区土地利用計画に技術的細目が定められているときは、地区土地利用計画に規定する<u>規準</u>によるものとする。</p>
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において使用する用語は、<u>条例及び安曇野市の適正な土地利用に関する条例施行規則（平成22年安曇野市規則第36号）並びに建築基準法（昭和25年法律第201号）、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）及び法</u>において使用する用語の例による。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。</p>
<p>(関係機関との協議)</p> <p>第3条 開発事業者は、開発行為を行う場合において、<u>当該開発行為の区域面積が3,000平方メートル以上であるときは</u>、長野県その他関係機関と<u>法第33条第1項各号に掲げる基準について協議しなければならない</u>。</p>	<p>(関係機関との協議)</p> <p>第3条 開発事業者は、開発行為に<u>該当し、かつ、当該区域面積が3,000平方メートル以上である場合は</u>、長野県その他関係機関と<u>協議するものとする</u>。</p>
<p>(道路の整備)</p> <p>第4条 開発事業者は、宅地を造成する開発事業又は建築物の建築を伴う開発事業（専用住宅又は兼用住宅を建築する開発事業で、宅地分譲を伴わないものを除く。）を行うときは、<u>4メートル以上の幅員の道路を当該造成された宅地又は建築物の敷地に接するように配置しなければならない</u>。</p> <p>2 <u>開発事業者は、前項の規定により配置する道路の構造等について、道路管理者等と協議しなければならない</u>。</p>	<p>(道路等の整備等)</p> <p>第4条 条例第24条第1項第3号の規定により、宅地を造成する開発事業又は建築物の建築を伴う開発事業にあっては、<u>4メートル以上の幅員の道路が当該建築物の敷地に接するよう配置されていること</u>。ただし、戸建住宅を建築する開発事業で宅地分譲を伴わないものは除く。</p> <p>2 <u>前項の規定による、道路の構造等については、道路管理者等と協議をしなければならない</u>。</p>
<p>(公園、緑地又は広場の整備)</p> <p>第5条 開発事業者は、市に帰属する公園を設置しようとするときは、市長が別に定め</p>	<p>(公園、緑地又は広場の整備及び管理)</p> <p>第5条 条例第24条第1項第3号の規定により、開発事業者は、公園、緑地又は広場</p>

改正後	改正前
<u>る基準に適合するものとしなければならない。</u>	<u>(以下「公園等」という。) を設置しようとする場合において、市に帰属する公園等については、次に掲げる基準によるものとする。</u>
	<u>(1) 公園等の位置、規模、配置、形状等の基準は、次に掲げるとおりとする。</u>
	<u>ア 地形勾配15度以上の傾斜地その他市の管理する公園等として適当でないと市長が判断した部分の面積は、当該公園等の面積に含めないこと。</u>
	<u>イ 公園等は、2箇所以上に分散して配置しないこと。ただし、防災上不都合が生じる場合においては、この限りでない。</u>
	<u>ウ 公園等が道路に接する長さは、その公園等の周囲の長さの6分の1以上とすること。</u>
	<u>エ 公園等は、おおむね整形の土地で、まとまりのある形状であること。</u>
	<u>(2) 公園等内の雨水排水施設の設置基準は、次のとおりとする。</u>
	<u>ア 公園等内の雨水は、隣地、河川、側溝等に直接流出しないために、必要な浸透施設を設置すること。</u>
	<u>イ 浸透施設を設ける場合は、宅地開発に伴い設置される浸透施設等設置技術指針(建設省建設経済局民間宅地指導室監修)又は雨水浸透施設技術指針〔案〕(公益社団法人雨水貯留浸透技術協会編)に基づき施工すること。</u>
<u>2 開発事業者は、緑地、広場又は市に帰属しない公園（この項において「緑地等」という。）を設置しようとするときは、市長と協議の上、緑地等の設置場所及び構造等を決定しなければならない。</u>	<u>2 開発事業者は、公園等の管理方法について、市長と協議しなければならない。</u>
(宅地内の雨水排水施設の設置)	(宅地内の雨水排水施設の設置)
<u>第6条 開発事業者は、宅地の造成、建築物又は太陽光発電施設の建築を目的とする開発事業を行おうとするときは、次に掲げる施設を設置しなければならない。ただし、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）<u>第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域、地すべり等防止法</u>（昭和33年法律第30号）<u>第3条第1項の地すべり防止区域、砂防法</u>（明治30年法律第29号）<u>第2条の規定による指定を受けた土地</u>その他地形、地質等により雨水を浸透させることが不適当な地域として認められる場所における開発事業については、この限りでない。</u>	<u>第6条 条例第24条第1項第4号の規定により、宅地の造成、建築物又は太陽光発電施設の建築を目的とする開発事業をしようとするときは、次に掲げる施設を設置しなければならない。ただし、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）<u>第3条第1項に基づく急傾斜地崩壊危険区域（以下「急傾斜地崩壊危険区域」という。）、地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）<u>第3条第1項に基づく地すべり防止区域（以下「地すべり防止区域」という。）、砂防法（明治30年法律第29号）<u>第2条に基づく砂防指定地（以下「砂防指定地」という。）</u>、その他地形、地質等により雨水を浸透させることが不適当な地域として認められる場所における開発事業についてはこの限りでない。</u></u></u>
(1)～(3) (略)	(1)～(3) (略)
<u>2 開発事業者は、前項各号に掲げる施設を設置するときは、次に掲げる基準により行</u>	<u>2 開発事業者は、前項の施設を設置する場合においては、市長が別に定める基準に適</u>

改正後	改正前
<u>わなければならない。</u>	<u>合しなければならない。</u>
(1) <u>宅地開発に伴い設置される浸透施設等設置技術指針（平成13年5月24日付け国総民発第7号国土交通省総合政策局宅地課民間宅地指導室）又は雨水浸透施設技術指針（案）（公益社団法人雨水貯留浸透技術協会編）に基づいて設計及び施工すること。</u>	
(2) <u>降雨強度は、長野県が公表する松本地區に係る降雨強度式に基づき、確率年を5年以上と、降雨継続時間を10分として算出すること。</u>	
(3) <u>流出係数は、長野県が定める開発許可審査指針に準じて算出すること。</u>	
<u>(災害危険区域等でやむを得ず行う開発事業)</u>	
第7条 <u>条例第24条第1項第6号ただし書に規定するやむを得ない場合とは、次に掲げる開発事業を行う場合とする。</u>	
(1) <u>自己の居住の用に供する専用住宅の建築を目的とした開発事業</u>	
(2) <u>日常的に利用する居室を有しない建築物等の建築を目的とした開発事業</u>	
<u>(共同住宅における駐車場の整備)</u>	<u>(共同住宅における駐車場の整備)</u>
第8条 <u>開発事業者は、共同住宅等（専ら自家用車を要しない入居者のための建物である場合を除く。）の建築を目的とする開発事業において、当該開発事業区域内に駐車場を確保しようとするときは、次に掲げる基準により行わなければならない。</u>	<u>第7条 条例第24条第1項第6号の規定により、共同住宅等（専ら自家用車を要しない入居者のための建物である場合を除く。）の建築を目的とする開発事業において、当該開発事業区域内に駐車場を確保しようとするときは、次に掲げる基準に適合するものとする。</u>
(1)～(4) (略)	(1)～(4) (略)
<u>(太陽光発電施設等の整備及び管理)</u>	<u>(太陽光発電施設等の整備及び管理)</u>
第9条 <u>開発事業者は、太陽光発電施設を設置しようとするときは、進入路及び進入口を設けなければならない。</u>	<u>第8条 条例第24条第1項第3号の規定により、開発事業者は、太陽光発電施設を設置しようとするときは、進入路及び進入口を設定すること。</u>
2 <u>開発事業者は、太陽光発電施設を設置しようとするときは、次に掲げる基準により行わなければならない。</u>	2 <u>条例第24条第1項第7号の規定により、開発事業者は、太陽光発電施設を設置しようとするときは、次に掲げる基準によるものとする。</u>
	(1) <u>条例第24条第1項第7号アに規定する災害発生の危険性の高い場所とは、次に掲げる場所とする。</u>
	ア <u>砂防指定地</u>
	イ <u>地すべり防止区域</u>
	ウ <u>急傾斜地崩壊危険区域</u>

改正後	改正前
<p>(1) 条例<u>第24条第1項第8号ア</u>に規定するゆとりは、敷地境界及び金網フェンス等の容易に撤去できないものから太陽光発電施設までの距離とし、その距離は1メートル以上とする。ただし、隣接地から第三者が太陽光発電施設に近づくことが容易でないときは、この限りでない。</p> <p>(2) 条例<u>第24条第1項第8号イ</u>に規定する対策は、金網フェンス等の設置を行うものとし、その高さは1.2メートル以上とする。ただし、隣接地から第三者が太陽光発電施設に近づくことが容易でないときは、この限りでない。</p> <p><u>(補則)</u></p> <p><u>第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。</u></p>	<p>エ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項に基づく土砂災害特別警戒区域 オ 森林法（昭和26年法律第249号）第25条第1項に基づく保安林</p> <p>(2) 条例<u>第24条第1項第7号イ</u>に規定するゆとりは、敷地境界及び金網フェンス等の容易に撤去できないものから太陽光発電施設までの距離とし、その距離は1メートル以上とする。ただし、隣接地から第三者が太陽光発電施設に近づくことが容易でないときは、この限りでない。</p> <p>(3) 条例<u>第24条第1項第7号ウ</u>に規定する対策は、金網フェンス等の設置を行うものとし、その高さは1.2メートル以上とする。ただし、隣接地から第三者が太陽光発電施設に近づくことが容易でないときは、この限りでない。</p> <p><u>(雑則)</u></p> <p><u>第9条 この規則に定めのない事項については、別に協議するものとする。</u></p>